

令和8年度5月以降入所

由布市 保育所等（2・3号認定）利用手続きについて



この案内は、由布市における保育所等の教育・保育給付認定・利用申請に関する手続きや必要書類等について記載しています。内容をよく読んで、申請してください。

1 保育所等の教育・保育給付認定申請・利用申請ができる方

小学校就学前のお子さんで（原則生後3ヶ月以上）、保護者が次のような状況にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期間
就労 ※1	月64時間以上（休憩を含む※2）就労している、または就労の予定がある（家事手伝いは不可）	仕事をしている期間
産前産後 ※3	妊娠中や出産後まもない	出産予定月の前2ヶ月から、「出産予定月の後2ヶ月」または「出産日から8週間経過する日の翌日が属する月」の遅い月の末日まで
疾病等	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある（診断書による入所は、原則2週間に1度通院していることが必要）	療養等に必要な期間
親族介護	同居親族を常時介護、または看護している（診断書による入所は、原則2週間に1度通院していることが必要）	介護・看護に必要な期間
災害復旧	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	必要な期間
求職活動 ※4	求職活動を継続的に行っている	仕事を始めるまで（最長2ヶ月間）
就学	学校や職業訓練校等に通っている	在学期間
虐待・DV避難	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	必要な期間

※1 育休復帰による申請の場合、入所希望月内に職場復帰していただく必要があります。

※2 他市町村（大分市など）では休憩を除く実労働での認定となっている場合がありますのでご注意下さい。

※3 入所のきっかけとなった事由が「産前産後」の場合、継続しての入所はできません。利用期間満了後は一度退所していただき、再度新規の申し込みが必要になります。

※4 1世帯につき、同一年度に1度しか利用できません。

在園児の「保育の必要な事由」が育休に変わる場合の認定期間は、出生したお子様の1歳のお誕生月までとなりますのでご注意下さい。

お問い合わせ

【 この案内の内容に関する問合せ 】

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 子育て支援課 097-582-1262（直通）

【 書類の提出先 】

本庁舎新館1階 子育て支援課
挾間庁舎2階 挾間地域振興課 福祉保健係
湯布院庁舎1階 湯布院地域振興課 福祉保健係

2 教育・保育給付認定の申請について

(1) 教育・保育給付認定とは

保育所等の利用にあたっては、上記認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。教育・保育給付認定書は入所希望月の判定後、由布市から送付します。

ただし、保育所入所保留になられた方の中で育児休業復帰を延長される方については、教育・保育給付認定は入所決定後の送付となります。

(2) 教育・保育給付認定の種類

認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により、次のように区分されます。

認定区分		利用できる施設	対象児童
1号認定		幼稚園（認定こども園（幼稚園部分）含む）	満3歳以上で幼稚園の利用を希望する場合
2号認定	保育標準時間	保育所（認定こども園（保育所部分）を含む）	満3歳以上で、保育を必要とする場合
	保育短時間		
3号認定	保育標準時間		満3歳未満で、保育を必要とする場合
	保育短時間		

(3) 保育標準時間と保育短時間

2号認定または3号認定を受ける方は、提出された書類を基に、保育所の利用可能な時間を、由布市が認定します。（保育必要量の認定）

保育必要量	利用可能な時間	延長保育
保育標準時間	保育所により異なります（11時間以内）	利用可
保育短時間	8：30～16：30（8時間以内）	利用不可（一時保育による対応）

※保育必要量の変更（保育標準時間⇔保育短時間）については、子ども子育て支援法第20条第3項の規定により、**月単位での変更しか認められません**。就労が決まったとき等、**変更が必要な場合は変更希望月の前月までに届出**をお願いします。

※上記の「利用可能な時間」及び「延長保育」については由布市内の保育所の場合となります。

保育の必要な事由	保育必要量		認定の基準
	標準	短	
就労	可	可	保育標準時間：月120時間以上の就労 保育短時間：月120時間未満の就労で、8：30から16：30の間で、送り迎えが十分可能と思われる就労時間の場合（通勤時間、残業の有無等を考慮して総合的に判断します）
産前産後	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
疾病等	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
親族介護	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
災害復旧	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
求職活動	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
就学	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
虐待・DV避難	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
育児休業中の継続入所	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）

※父母で保育必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」とで異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。

※就労の場合の保育必要量は、就労証明書で審査しますので、「勤務時間より早めに職場に行く」、「残業がある」等の場合は、就労証明書備考欄にその旨の記載をお願いします。

3 教育・保育給付認定申請・利用申請に必要な書類について



- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- (2) 保育所入所申込書
- (3) 家庭で保育できないことを証明する書類（父、母それぞれ必要）

保育の必要な事由	必要な書類
就労	就労証明書（就労予定を含む）※入所希望月の前3ヶ月以内のもの（2月・3月入所は証明日が10月以降のもの）
産前産後	母子手帳の写し
疾病等	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は診断書（保育認定用））
親族介護	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は診断書（保育認定用））
災害復旧	り災証明書の写し
求職活動	求職申立書
就学	在学証明書 または 学生証の写し
虐待・DV避難	子育て支援課までお問い合わせください

※この表の他にも、必要に応じて証明書等をお願いする場合があります。

(4) 個人番号カード または 通知カード（世帯全員分必要）

※通知カードの場合は、受付窓口に来られた方の本人確認ができる書類が必要となります。

1点のみで可能なもの	2点必要なもの
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）、療育手帳、その他写真付きの官公署から発行されたもの	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳（顔写真なし）、その他写真付きでない官公署から発行されたもの

<注意>

- ・住民基本台帳上、同一世帯でない方が手続きに来られる場合は「委任状」が必要となります。
- ・（1）～（3）の書類について修正テープ等利用されている場合は受付ができません。
- ・修正が必要な場合は、二重線で削除し、訂正をお願いします。

4 書類の提出から保育所入所まで

(1) 書類の提出期限

入所希望月	提出期間
令和8年5月	令和8年3月2日（月）～4月1日（水）
令和8年6月	令和8年4月1日（水）～5月1日（金）
令和8年7月	令和8年5月1日（金）～6月1日（月）
令和8年8月	令和8年6月1日（月）～7月1日（水）
令和8年9月	令和8年7月1日（水）～8月3日（月）
令和8年10月	令和8年8月3日（月）～9月1日（火）
令和8年11月	令和8年9月1日（火）～10月1日（木）
令和8年12月	令和8年10月1日（木）～11月2日（月）
令和9年1月	令和8年11月2日（月）～12月1日（火）
令和9年2月	令和8年11月2日（月）～12月1日（火）
	※令和9年度4月入所希望の入所選考の都合により、上記期間内での申し込みをお願いいたします。
令和9年3月	令和8年11月2日（月）～12月1日（火）
	※令和9年度4月入所希望の入所選考の都合により、上記期間内での申し込みをお願いいたします。

入所選考の結果については、毎月15日から20日頃を目途にお知らせします。あらかじめご了承ください。



※市外の保育所等を希望される方は、上記では締切に間に合わない場合があります。必ず事前に施設のある市町村に締切日をご確認ください。市外の保育所等の入所選考は、施設の所在地の市町村が行いますので選考結果のお知らせ時期が前後することがあります。ご了承下さい。

※書類はすべてそろってからの受理になります。書類がそろっていない場合や、不備がある場合は受理出来ません。書類の確認があるため、直接受付窓口へ提出してください。

(2) 入所選考

※保育の必要性が高い順に入所決定をします。

※入所できる基準に該当しない場合や希望者が多数いる等で、ご希望に添えない場合があります。

※入所選考は、申請時に記載された入所希望施設のみを対象とします。くれぐれも記入漏れのないようお願いいたします。

※入所希望月が年度途中になるほど、保育所の受け入れ人数に余裕がなくなり、ご希望に添えない場合が多くなります。

(3) 保育所入所

※入所当初は、保育所に無理なくなじめるように「ならし保育」を行いますので、早めのお迎えが必要となります。

※入所中に1ヶ月間登園がないときは、退園していただく場合がありますので、ご了承ください。

※入所中に「産前産後休暇に入る」、「育児休暇に入る」、「職場が変わる」等、保育の必要な事由が変わる場合は、届出（変更届）が必要です。届出がないときは、退園していただく場合がありますので、ご了承ください。

由布市内保育所一覧表

◀ 認可保育所 ▶

保育所名	住所・電話番号	定員	保育標準時間 (カッコ内、延長保育時間)
社会福祉法人 産土会 みずほ保育園	挾間町挾間135番地10 097-583-8008	60人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 護念福祉会 由布川保育園	挾間町古野104番地1 097-583-3453	130人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 庄内厚生館 あなみ保育園	庄内町東長宝596番地1 097-582-1221	60人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 すみれ会 ありのみ保育園	庄内町庄内原366番地4 097-582-0137	30人	7:30~18:30 (18:30~19:00)

◀ 幼保連携型認定こども園 ▶

保育所名	住所・電話番号	保育定員	保育標準時間 (カッコ内、延長保育時間)
社会福祉法人 産土会 はさまこども園	挾間町挾間114番地 097-583-0109	105人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 産土会 みやたこども園	挾間町北方602番地1 097-583-1544	145人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 愛の園福祉会 きらりこども園	挾間町挾間625番地1 097-583-6500	60人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 愛の園福祉会 ひばりこども園	庄内町柿原410番地1 097-582-1471	115人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 すみれ会 湯布院すみれこども園	湯布院町川上2542番地 0977-85-2134	120人	7:00~18:00 (18:00~19:00)

※認定こども園の1号認定を希望の方は、手続きの方法が異なりますのでご注意ください。

◀ 保育所型認定こども園 ▶

保育所名	住所・電話番号	保育定員	保育標準時間 (カッコ内、延長保育時間)
社会福祉法人 聖愛会 聖愛こども園	湯布院町川上2990番地14 0977-84-2317	90人	7:00~18:00 (18:00~19:00)

※認定こども園の1号認定を希望の方は、手続きの方法が異なりますのでご注意ください。

◀ 小規模認可保育所 (A型) ▶

保育所名	住所・電話番号	定員	受入年齢	保育標準時間 (カッコ内、延長保育時間)
株式会社 九十 こどものにわ楓	挾間町鬼崎2640番地2 097-583-3371	12人	おおむね 生後1年~	7:30~18:30 (実施なし)

※受入年齢については目安となります。お申し込み希望の方はご相談ください。

※小規模認可保育所は、原則、児童が満3歳になる年度までの入所となります。それ以降については、認可保育所等に転園するか、そのまま認可外保育施設「こどものにわ楓そら」(3歳から5歳児クラス)に移行するか、どちらかを選択していただくことになります。

 ◎施設ごとに保育方針、サービス、教材費等が異なりますので、希望する保育環境であるかを事前に施設見学等を行い、お確かめの上お申し込みください。なお、見学希望の方は直接各施設にお問合せいただき、日程調整をお願いします。

◎延長保育について(無償化の対象外)
 1人あたり月額2,000円(事前の申請が必要)

5 保育料について

認可保育施設の保育料を完全無償化

(1) 認可保育施設の保育料無償化について

由布市はこれまで保護者負担となっていた住民税課税世帯の第1子の子どもにかかる保育料について、令和7年4月1日から**無償**としています。

認可保育施設を利用する3歳未満児の保育料については、住民税非課税世帯の子どもは**無償**、第2子以降の子どもは多子軽減制度（国）やにこにこ保育支援事業（県・市）により**無償**となります。

クラス	出生順位	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
0～2歳児	第1子	無償	無償 （由布市独自の制度）
	第2子		無償
	第3子以降		（多子軽減制度・にこにこ保育支援事業）
3～5歳児	第1子	無償 （国の無償化事業）	
	第2子		
	第3子以降		

(2) 副食費について（対象：3歳児から5歳児）

①次に該当する場合は、副食費が免除となります。

- ・世帯の市町村民税所得割の合計額が57,700円未満の場合。
- ・ひとり親世帯であり、世帯の市町村民税所得割の合計額が77,100円以下の場合。
- ・対象児童が家庭において、未就学児の最年長児から数えて第3子以降の子どもの場合。

尚、副食費免除の算定は4月から8月は前年度市町村民税、9月から3月は当年度市町村民税で行います。

②副食費徴収対象となった方のうち、4歳児及び5歳児については令和7年度から月額4,000円を限度に副食費の助成を行っています。月額4,000円を超える部分の費用については保護者負担となります。